

日医発第 1256 号 (医安 56) F  
平成 19 年 3 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会  
会長 唐澤 祥人



改正医師法の施行に伴う医師及び歯科医師の  
資格確認検索システム (厚生労働省) の開設について

本年 4 月 1 日の改正医師法の施行に伴い、患者、国民が医師および  
歯科医師の資格確認を行えること等を目的とし、標記のシステムが同  
日正午を目途に厚生労働省ホームページ上に開設されることとなり、  
今般、厚生労働省医政局医事課より本会宛、別紙のとおり連絡があり  
ましたのでご通知申し上げます。

なお、ご参考までに改正医師法の該当条文および政令を添付いたし  
ます。

平成19年3月29日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

### 医師及び歯科医師の資格確認検索について

昨年の通常国会において、医師等の氏名等を公表する旨の医師法及び歯科医師法の改正が行われ、本年4月1日に施行されることとなりました。

これを受け、4月1日（日）正午目途に、厚生労働省ホームページ上で、医師等の資格確認のための検索システムを開設（<http://licenseif.mhlw.go.jp/search/>）することとしたので、お知らせします。

#### （概要）

○厚生労働省ホームページ→医療→医師等資格確認検索

○職種（医師・歯科医師）、性別（男・女）・氏名を入力することにより、完全一致したデータを検索する

○公表事項は、職種、氏名、性別、登録年、該当する者は行政処分に関する情報（処分の種類、期間、再教育研修の未修了の場合はその旨）

#### （参考）

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(抜粋)  
第4条 医師法（昭和23年法律第201号）の一部を次のように改正する。

（略）

第30条の2 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他政令で定める事項を公表するものとする。

# 参考

## 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)

——抄——

最終改正 平成十八年六月二十一日

第三十条の二 厚生労働大臣は、医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、医師の氏名その他の政令で定める事項を公表するものとする。

## 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)

——抄——

最終改正 平成十九年一月十九日

(公表事項)

第十四条 法第三十条の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 医師の氏名及び性別
- 二 医籍の登録年月日
- 三 法第七条第二項第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに限る。)
- 四 法第七条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項
  - イ 厚生労働大臣が定めた医業の停止の期間を経過していない医師に係る処分
  - ロ 当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分

## 参考

### 改正医師法施行令に対応する医師法〈抄〉

#### 第七条

- 2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。
  - 一 戒告
  - 二 三年以内の医業の停止
  - 三 免許の取消し

——抄——

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの(以下「再教育研修」という。)を受けよう命ずることができる。

——抄——